

複数年にわたる施設維持管理業務委託契約におけるスライド条項の取扱い

～人件費の上昇に対応した契約金額変更手続きのフロー～

近年、急速な上昇が続く労務費を契約に適切に転嫁し、事業者の健全経営と業務の適正な履行を確保する観点から、令和8年度以降に履行を開始する複数年にわたる施設維持管理業務委託契約にスライド条項を適用する。

協議の条件：

スライド額：

対象業務：

- | | | |
|---------------------------|--|--|
| (1) 履行開始日から12か月経過していること | (1) 残業務に係る直接人件費の増減額が残業務の契約金額の1.0%（請求者負担分）を超える額 | (1) 「大分市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第2条第2号に該当する長期継続契約（情報処理システムに関するものを除く）
①庁舎その他の施設の清掃業務、警備業務又は受付案内業務
②庁舎その他の施設に付随する設備の保守点検業務又は運転業務 |
| (2) 基準日以降の残履行期間が2か月以上あること | | |

2回目以降のスライド協議の条件：

- (1) 前回スライド基準日から12か月を経過したときから

- (2) (1) と同種の業務の契約で、債務負担行為を設定した契約

スライド条項にもとづく契約変更手続きの基本フロー



・ 契約金額変更の可否を確認
（スライド額を試算）

・ 様式により協議開始を請求

・ 委託者が基準日と協議開始日
を通知

・ 受託者が委託者へスライド額の
「承諾書」を提出

・ 「労働者への適切な賃金水準の
確保について」を受託者に渡す

・ 手続きスケジュールを連絡・共有

スライド額（S）の算出方法

算出手順：

1. 残業務量に対応する変動前後の直接人件費の差を確認
2. 請求者負担分を控除して最終金額を決定

（ア）本市設計書による積算の場合

$$S = [P2 - P1] \times \text{落札率} - (Q \times 1/100)$$

- P1：変更前の直接人件費（未履行分、設計額ベース）
P2：最新単価で再計算した直接人件費（未履行分、設計額ベース）
Q：契約金額（未履行分）
※請求者負担分：契約金額（未履行分）の1.0%

（イ）本市設計書によらない積算の場合

$$S = [P] \times [R] - (Q \times 1/100)$$

- P：委託代金内訳書記載の直接人件費（未履行分、契約額ベース）
R：大分県最低賃金の賃金変動率
Q：契約金額（未履行分）
※委託代金内訳書：契約時に受託者から提出される委託代金内訳書